令和7年度自殺対策に係る取組結果について（4県市）

資料3

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容	備考
神奈川県	①「かながわ自殺対策計画」の推進	①平成30年度から	①平成30年３月策定の「かながわ自殺対策計画」の評価、「かながわ自殺対策計画（第２期）」を推進するため、「かながわ自殺対策会議」及び「自殺対策に係る庁内会議」を実施した。計画の進捗状況を確認するため、進捗台帳を作成した。	
	②かながわ自殺対策推進センター事業	②平成29年度から	②情報の収集・提供・地域支援を実施した。国・県・市町村の取組をホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図った。	
	③自死遺族支援事業	③通年（相談は平成22年度から）	③自死遺族の集いを隔月で実施。自死遺族電話相談を週２日(水・木曜日)実施。また、自死遺族支援研修は支援者を対象に７月４日に開催した。	
	④ゲートキーパー養成研修の実施	④通年	④ゲートキーパーの養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、学生、医療従事者等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施した。	
	⑤普及啓発講演会等の実施	⑤９月	⑤自殺対策強化月間である９月に自殺対策講演会を対面及びオンラインで座間市と共催で開催した。	
	⑥包括相談会の実施	⑥電話（９，３月）	⑥多職種の専門相談員が一堂に会して相談を受ける相談会を対面で開催し、地域の関係機関・団体等の連携を図り、ネットワーク強化の機会とした。	
	⑦こころ・つなげよう電話相談事業	⑦平成23年度から	⑦「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施。相談時間を24時間毎日（年末年始・土日祝日含む）実施。一般回線と、重篤・緊急な相談を優先的に対応する専用相談回線による運用を行い、一般・専用相談を合わせて67,227件の相談に対応した。令和８年２月から相談の質向上のため、通話録音機能を付加。	
	⑧うつ病対策事業	⑧平成17年度から	⑧うつ病講演会は藤沢市保健所と共催で、２月８日（対面）＋配信３月２日～31日「うつ病と働く人のメンタルヘルス」をテーマに開催した。	
	⑨ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業（いのちのほっとライン@かながわ、X（旧Twitter広告））	⑨令和２年度から（３年度以降通年）	⑨「いのちのほっとライン@かながわ」…若年層を中心に幅広く利用されているＬＩＮＥを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供し、12,363件の相談があった。 「X（旧Twitter）広告事業」…若年者の利用頻度が高いＳＮＳの一つであるX（旧Twitter）の投稿・検索結果に広告を実施し、不安や悩みを抱える若年者へ相談窓口の周知や誘導を図った。広告表示回数：28,767,302回に対し、相談窓口のリンクへのクリック回数：101,172回、相談窓口への架電件数：1,845件、LINE相談への遷移：748件であった。（※相談窓口への遷移数は、令和７年12月28日～令和８年２月３日まで計測ができていなかったため、計測できた月の１日当たりの平均架電数を想定し算出） ９月、３月の自殺対策強化月間周辺月では、15歳～34歳の子ども・若者を対象にして、Instagram広告及びLINE広告を活用し相談窓口の周知を行った。	
	⑩地域自殺対策強化交付金事業	⑩平成27年度から	⑩【県事業】精神保健福祉センター、８保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施。 ＜県事業の重点的取組み＞ ア　自殺未遂者支援事業：東海大学等で継続実施。国のモデル事業において、救急告示病院に搬送された自殺未遂者を地域につなげる取組みについて検討を実施。 イ　若年者向け自殺対策：若年者向けストレスチェックシステムを７月に「かながわストレスチェックサイト」としてリニューアルしたほか、電車内のデジタルサイネージ等を活用した周知や、県内大学におけるゲートキーパー養成研修を実施 ウ　保健福祉事務所において、地域自殺対策検討会を開催し、救急医療機関、精神医療機関、警察及び消防と課題の共有や、自殺の減少や事後対策について検討を実施。 エ　ハイリスク地を管轄する保健福祉事務所において、当該地域の実情が分かる関係団体及び保健福祉事務所職員によるパトロールや声かけ運動等を実施。 オ　県立高校25校にスクールメンターを配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施。 【市町村事業】令和７年度31市町村で実施。	
	⑪自殺対策に係る県HPによる情報発信	⑪令和２年度から	⑪「自殺対策ポータルサイト」により、官民の相談窓口や自殺対策の取り組み、研修等の情報を毎月更新して県民に情報提供をおこなった。	
	⑫自殺未遂者支援事業	⑪令和６年度から	⑪自殺未遂者支援における検討会を行い、コーディネーターの役割等、自殺未遂者支援体制の構築について検討した。	
	⑬ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組の実施	⑫通年	⑫ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施。ポスターやステッカーを作成、配布し相談窓口の周知を図った。	
	⑭県内大学生に向けた普及啓発	⑬令和５年３月	⑬９、３月の自殺対策強化月間時に県内の大学の学生ポータルサイトを活用し、相談窓口の周知を図った。	
横浜市	①普及啓発事業の実施	平成14年度から	横浜駅六社局と連携した啓発、市内プロスポーツチームと連携した啓発（冊子の配布、SNSでの啓発、デジタルサイネージ及び映画館での啓発動画放映、20歳のつどいでの広告掲出）、リーフレットの配布、自殺対策ホームページの運営、市営地下鉄車内ビジョンへの啓発動画掲出、記者発表、市広報媒体の活用、公共施設でのパネル展示 等。 市民を対象にした講演会「生きづらさを抱える人を支えるために」を、令和７年９月12日(金)神奈川公会堂にて開催。	
	②人材育成（ゲートキーパー養成）研修の実施	平成17年度から	一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成（ゲートキーパー養成）研修を実施。横浜市公式YouTubeチャンネルに「ゲートキーパー養成研修」動画を掲載。ゲートキーパーポータルサイト「つむぎ」上での養成研修を実施。	
	③自殺未遂者再発防止事業の実施	平成22年度から	救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。配付用の「相談窓口」カードの作成。	
	④自死遺族支援の実施	平成19年度から	自死遺族の集いを月１回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月２回開設。チラシ作成・配布による周知。	
	⑤市域特性に応じた取組の推進	平成26年度から	市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を年２回開催。	
	⑥地域自殺対策推進センターの運営	平成24年度から	⑥こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。	
	⑦インターネットを活用した相談支援の実施	令和元年度から	⑦自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。	
	⑧ゲートキーパーポータルサイトの整備	令和６年度から	ゲートキーパーポータルサイト「つむぎ」を運用し、Web学習コンテンツの追加や、相談先検索機能・お知らせ欄等の整備、拡充を行った。	

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容	備考
川崎市	①推進体制整備	①通年	①第4次川崎市自殺対策総合推進計画（計画期間：令和6～11年度）の推進及び川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議及び地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会の開催。	
	②普及啓発事業	②平成18年度から	②区役所等の公共施設、市立学校、市内金融機関、JR南武・鶴見線、アゼリアビジョン、アゼリア地下街広報コーナー、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシの配布及び映像広告の掲出等の実施。また、市民向け講演会として「こころの健康セミナー」の開催。市内スポーツチームとの普及啓発グッズの作成。	
	③自死遺族支援事業	③平成19年度から	③自死遺族の集い（かわさきこもれびの会）を奇数月に1回開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・4木曜日に実施。	
	④相談支援事業	④通年	④こころの電話相談の実施（毎日9時～21時　※年末年始（12月29日～1月3日）は9時～17時）。	
	⑤人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤平成20年度から	⑤関係機関等と連携し、ゲートキーパー講座の開催。また、各種団体や企業等の依頼に応じて、出前講座を実施。	
	⑥自殺未遂者支援事業	⑥平成22年度から	⑥川崎市中部地区において、医療機関等と連携し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者患者等に対して、継続的なフォローアップ支援を実施。また、川崎市北部地区においては、三次救急医療機関と連携した自殺未遂者等の支援体制構築のための調査研究を実施。	
相模原市	①推進体制整備	①年度内２～３回	①市自殺対策協議会（2回）、自殺対策庁内会議（２回）を開催。②第8期市自殺対策協議会公募委員選考委員会を開催。③第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画（令和6～10年度）の推進、進行管理	
	②普及啓発事業	②平成22年度から	②広報さがみはら（９月、３月）に自殺対策強化月間周知記事を掲載した。市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等（市内スポーツ団体、環境衛生団体）と連携した啓発活動を実施。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。若年層向けの自殺予防啓発グッズ「こころのクリアファイル」の作成・配布（市立小学校６年生の全児童及び中学１～３年生の全生徒、合計２５，０００枚）。エフエムラジオ（エフエムさがみ）でのスポットＣＭ等の放送。公共交通機関（バス）車内デジタルサイネージ、映画館（MOVIX橋本）での幕間CMで啓発動画を放映。ホームタウンチームの試合会場モニターで啓発動画の放映。市自殺対策ホームページ「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設での啓発コーナー設置及び図書館の期限票を活用した自殺対策強化月間の周知。自殺対策検索対応事業（検索連動広告）の実施。市役所本庁舎本館啓発ライトアップ（９月１０日）。メンタルヘルス市民講座の開催（１回）。	
	③人材育成事業（ゲートキーパー養成）	③平成22年度から	③関係団体、市職員等を対象としたゲートキーパー研修、市立小・中学校の教職員を対象とした出前講座等を開催。	
	④当事者支援	④通年	④こころのホットライン（自殺予防電話相談）の実施（年末年始を除く毎日、１７時～２２時）。	
	⑤医療機関との連携による自殺未遂者支援事業	⑤平成28年度から	⑤市内三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対する退院後の支援を実施。	
	⑥自死遺族支援事業	⑥平成22年度から	⑥自死遺族の集いの開催（６回）。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。	
	⑦ハイリスク地対策事業	⑦平成23年度から	⑦地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議、宮ケ瀬湖周辺自殺対策連絡会（令和５年度から）、宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会（令和６年度から）への出席。	

令和8年度自殺対策に係る取組予定について（4県市）

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容	備考
神奈川県	①　「かながわ自殺対策計画」の推進	①平成30年度から	①令和５年３月に改定した「かながわ自殺対策計画」を推進するため、「かながわ自殺対策会議」及び「自殺対策に係る庁内会議」において、計画の進捗状況について協議し、ＰＤＣＡサイクルを活用した点検・判定等により運用していく。	
	②かながわ自殺対策推進センター事業	②平成29年度から	②情報の収集・提供・地域支援を行う。国・県・市町村の取組をホームページ等により情報提供する、市町村別自殺統計の集約及び発信を行う、市町村自殺対策計画に関する地域への支援を行うなどにより、保健福祉事務所、市町村等の自殺対策事業の強化を図っていく。	
	③自死遺族支援事業	③通年（相談は平成22年度から）	③自死遺族の集いを隔月で行う。自死遺族電話相談を週２日（水・木曜日）実施予定。また、自死遺族支援研修は支援者を対象に６月18に日開催。	
	④ゲートキーパー養成研修の実施	④通年	④ゲートキーパーの養成。行政機関職員をはじめ、関係機関・団体、学生、医療従事者等を対象に、市町村とともに幅広い人材養成を実施していく。	
	⑤普及啓発講演会等の実施	⑤９月	⑤自殺対策強化月間である９月に自殺対策講演会を対面及びオンラインで横須賀市と共催予定。	
	⑥包括相談会の実施	⑥９月、３月	⑥多職種の専門相談員が一堂に会して相談を受ける相談会を開催し、地域の関係機関・団体等の連携を図り、ネットワーク強化の機会としていく。	
	⑦こころ・つなげよう電話相談事業	⑦平成23年度から	⑦「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施。相談時間を24時間毎日（年末年始・土日祝日含む）実施。一般回線、専用相談回線での相談体制を引続き運営していく。	
	⑧うつ病対策事業	⑧平成17年度から	⑧うつ病講演会は、大和市と共催で２月開催予定。	
	⑨ICTを活用した若年層のこころの相談支援体制整備事業（いのちのほっとライン@かながわ、X（旧Twitter広告））	⑨令和６年度から	⑨LINE相談については、水曜日、祝日（振替休日を含む）、年末年始を除く毎日17時から24時まで相談対応（受付は23:30まで）。また、チャットボットにより、専門相談機関の情報提供を行う。 Instagram広告を８月～９月に15歳から34歳のこども・若者を対象に実施。LINE広告を、令和８年４月及び令和９年３月に実施予定。 X（旧Twitter）、Instagram広告ともランディングページをリニューアルする。 LINE相談カードにストレスチェックサイトのURLを掲載し、周知を図る。	
	⑩地域自殺対策強化交付金事業	⑩平成27年度から	⑩【県事業】精神保健福祉センター、８保健福祉事務所、県教育委員会等で実施。民間団体が実施する事業への補助・委託の実施を予定。 ＜県事業の重点的取組み＞ ア　自殺未遂者支援事業：東海大学等で継続実施。国のモデル事業において、救急告示病院に搬送された自殺未遂者を地域につなげる取組みについて検討を実施。 イ　若年者向け自殺対策：若年者向けストレスチェックシステムの運営を継続するほか、電車内のデジタルサイネージ等を活用した周知や、県内大学におけるゲートキーパー養成研修を実施。 ウ　保健福祉事務所において、地域自殺対策検討会を開催し、救急医療機関、精神医療機関、警察及び消防と課題の共有や、自殺の減少や事後対策について検討を実施。 エ　ハイリスク地を管轄する保健福祉事務所において、当該地域の実情が分かる関係団体及び保健福祉事務所職員によるパトロールや声かけ運動等を実施。 オ　県立高校25校にスクールメンターを配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施。 【市町村事業】令和８年度31市町村で実施予定。	
	⑪自殺対策に係る県HPによる情報発信	⑩令和６年度から	⑩毎月HPの更新を行い情報提供を行う。「かながわこころの情報サイト」をリニューアルする。	
	⑫自殺未遂者支援事業	⑪令和６年度から	⑪自殺未遂者支援における検討会を行い、救急告示病院に搬送された自殺未遂者の地域へのつなぎ方についてのマニュアル作成等、自殺未遂者支援体制の構築について検討していく。	
	⑬ハイリスク地対策等地域の実情に応じた取組の実施	⑫通年	⑫ハイリスク地における広域対策として「地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議」を開催する等、保健福祉事務所において課題解決に向けた検討会と取組みを実施予定。ポスターやステッカーを作成、配布し相談窓口の周知を図る。	
	⑭県内大学生に向けた普及啓発	⑬令和５年３月	⑬９、３月の自殺対策強化月間時に県内の大学の学生ポータルサイトを活用し、相談窓口の周知を図る。	
横浜市	①普及啓発事業の実施	平成14年度から	横浜駅六社局と連携した啓発、市内プロスポーツチームと連携した啓発（啓発動画の掲出、二十歳の市民を祝うつどいでの動画放映）、リーフレットの配布、自殺対策ホームページの運営、市広報媒体の活用、公共施設でのパネル展示 等。 市民を対象にした「いのちとこころの講演会～あなたが大切な人にできること～」を、令和８年９月11日(金)緑公会堂にて開催予定。	
	②人材育成（ゲートキーパー養成）研修の実施	平成17年度から	一般市民や市職員・保健医療福祉従事者等を対象とした人材育成（ゲートキーパー養成）研修を実施。横浜市公式YouTubeチャンネルに「ゲートキーパー養成研修」動画を掲載。ゲートキーパーポータルサイト「つむぎ」上での養成研修を実施。	
	③自殺未遂者支援事業の実施	平成22年度から	救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援や二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するフォローアップ事業を実施。	
	④自死遺族支援の実施	平成19年度から	自死遺族の集いを月１回開催、専用電話相談として自死遺族ホットラインを月２回開設。チラシ作成・配布による周知。	
	⑤市域特性に応じた取組の推進	平成26年度から	市域における対策を推進し、「生きやすい、住みやすい都市横浜」を実現していくため、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」を開催。	
	⑥地域自殺対策推進センターの運営	平成24年度から	こころの健康相談センター内に併設。地域における関係機関の連携推進、人材育成、情報発信の拠点として、研修や区担当者を対象とした連絡会議等を開催。	
	⑦インターネットを活用した相談支援の実施	令和元年度から	自殺対策におけるインターネットを活用した相談支援事業を継続実施。	
	⑧ゲートキーパーポータルサイトの整備	令和６年度から	ゲートキーパーポータルサイトを運用し機能拡充を進めると共に、より多くの市民に活用してもらうための普及啓発を行う。	
	⑨こども・若者の自殺対策強化チーム事業の実施	令和８年度から	健康福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局の連携により「こども・若者の自殺対策強化チーム」を運用し、自殺対策力の向上、支援者間の連携の円滑化を目指す。	

機関・団体名	事業名	開催・開始時期	内容	備考
川崎市	①推進体制整備	①通年	①第4次川崎市自殺対策総合推進計画（計画期間：令和6～11年度）の推進及び川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議及び地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会の開催。 令和8年度川崎市こころの健康意識調査実施。	
	②普及啓発事業	②平成18年度から	②川崎市全域を対象として、区役所等の公共施設、市立学校、市内金融機関、JR南武・鶴見線、アゼリアビジョン、アゼリア地下街広報コーナー、ホームページ等を通じて、自殺対策関連事業のポスター・チラシの配布及び映像広告の掲出等の実施。また、市民向け講演会として「こころの健康セミナー」の開催。さらに、市内スポーツチームとともに普及啓発事業等の展開。	
	③自死遺族支援事業	③平成19年度から	③自死遺族の集い（かわさきこもれびの会）を奇数月に1回開催。また、自死遺族電話相談を毎月第2・4木曜日に実施。	
	④相談支援事業	④通年	④こころの電話相談の実施（毎日9時～21時　※年末年始（12月29日～1月3日）は9時～17時）。	
	⑤人材育成・ゲートキーパー養成事業	⑤平成20年度から	⑤関係機関等と連携し、ゲートキーパー講座の開催。また、各種団体や企業等の依頼に応じて、出前講座を実施。	
	⑥自殺未遂者支援事業	⑥平成22年度から	⑥川崎市中部地区において、医療機関等と連携し、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者患者等に対して、継続的なフォローアップ支援を実施。また、川崎市北部地区においては、三次救急医療機関と連携した自殺未遂者等の支援体制構築のための調査研究を実施。	
相模原市	①推進体制整備	①通年	①市自殺対策協議会、自殺対策庁内会議の開催。②第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画（令和6～10年度）の推進、進行管理。③第4次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画策定準備（市民アンケート調査、関係団体ヒアリング）、行動計画検討会議設置準備。	
	②普及啓発事業	②平成22年度から	②広報さがみはらへ９月、３月の自殺対策強化月間周知記事を掲載。市と自殺対策事業における協力協定を締結している団体等（市内スポーツ団体、環境衛生団体）と連携した啓発活動。相談機関周知用リーフレット、啓発ポスター等の作成・配布。若年層向けの自殺予防啓発グッズ「こころのクリアファイル」の作成・配布（市立小学校６年生の全児童及び中学１～３年生の全生徒、合計２５，０００枚）。エフエムラジオ（エフエムさがみ）でのスポットＣＭ等の放送。公共交通機関（バス）車内デジタルサイネージ、映画館（MOVIX橋本）での幕間CMでの啓発動画を放映。市ホームページ上に開設した自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の運用。市内公共施設等での啓発コーナー設置。自殺対策検索対応事業（検索連動広告）の実施。市役所本庁舎啓発ライトアップ（９月１０日）。メンタルヘルス市民講座の開催。	
	③人材育成事業（ゲートキーパー養成）	③平成22年度から	③関係団体、市職員等を対象としたゲートキーパー研修の開催。市立小・中学校の教職員を対象とした出前講座等を開催。	
	④当事者支援	④通年	④こころのホットライン（自殺予防電話相談）の実施（年末年始を除く毎日、１７時～２２時）。	
	⑤医療機関との連携による自殺未遂者支援事業	⑤平成28年度から	⑤市内三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対する退院後の支援を実施。	
	⑥自死遺族支援事業	⑥平成22年度から	⑥自死遺族の集いの開催。自死遺族支援リーフレットの作成・配布。	
	⑦ハイリスク地対策事業	⑦通年	⑦関係団体等と連携したハイリスク地対策の実施。ハイリスク地対策関連会議、宮ケ瀬湖周辺地域パトロール連絡会への出席。	